

5月8日より新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」）の感染症法の取り扱いが2類相当から5類に変更されることに伴い、同疾病による傷病手当金申請手続きに変更があります。

現在はコロナによる傷病手当金申請について、自宅療養期間の証明に関して公的証明が提出できない場合は、事業所の証明書で代替が可能となっておりますが、5類への変更によりこの特例処置は終了となり、今後はインフルエンザ感染時と同様の扱いとなります。

傷病手当金の申請に当たっては、医師の診断を受け、コロナ療養のため労務不能である旨とその期間について、傷病手当金請求書の「療養担当者が意見を記入するところ」に医師による記載と押印をもらうようお願い致します。これが無い場合は傷病手当金が支給されませんので、ご注意願います。

本変更は、5月8日以降に「医師の診断を受けた」場合より適用されます。

5月7日までに発症し、陽性と判断され、医師の診断を受けずに休業した場合は、5月8日以降も休業していても事業所の証明書によって傷病手当金の給付を受けられます。尚、5月8日以降の療養期間は会社からの通知によって「主治医の指示に従う。指示がない場合は原則として発症日の翌日から5日間（回復していることが条件）」となっておりますので、ご注意ください。